

平成20年度当初予算編成方針について

1 財政環境

(1) 国の動向

日本経済は、世界経済の着実な回復のもと、企業収益の改善や設備投資の増加など企業部門の好調さが、家計部門へ波及し、自律的・持続的な経済成長が実現することが見込まれている。

こうした中、国は、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出改革に取り組み、社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来への負担の先送りを行わないことを明確にしている。

このため、平成20年度予算の概算要求の基本方針において、引き続き、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うとともに、プライマリーバランスの改善や国債発行額を極力抑制することとしている。また、公共事業関係費の前年度予算対比3%の縮減や、地方公共団体向け国庫補助負担金について、前年度予算額を下回るよう抑制することとしている。

(2) 本市の財政見通し

本市の「中期財政計画」(平成20年度～24年度)における平成20年度の収支試算では、歳入においては、景気回復などに伴う市税の増加や、生活保護費をはじめとする扶助費の増加などにより国庫支出金が増加する一方、市債や繰入金の減少により、歳入総額は、前年度を下回るものと見込んだところである。

一方、歳出においては、市債の償還がピークを迎えることなどにより義務的経費が増加するほか、医療費の増加に伴う国民健康保険や介護保険等の特別会計への繰出金などが増加するため、建設事業をはじめとする政策的経費に充当できる一般財源の割合が低下し、厳しい状況になるものと予測している。

2 基本方針

平成 20 年度予算は、市町合併後の新市として一体的に編成する初めての予算であることから、本市の将来にわたる持続的な発展と地域の個性や特性を生かしたまちづくりの実現に向けた力強い第一歩となるよう、また、本市が市民や企業から「選ばれる都市」となるよう、自主的・自立的な行財政運営を、なお一層推進するため、以下の視点により編成するものとする。

(1) 「総合計画」の着実な実現

新市の魅力あるまちづくりに係る重要課題に的確かつスピードをもって対応し、独自性のある施策・事業を展開するため、「合併市町村基本計画」などを踏まえ、現在策定を進めている「第 5 次総合計画」や、同計画と連携して策定している「総合計画実施計画」の着実な実現を図る。

(2) 財源の積極的な確保

国・県支出金などの確保はもとより、市税をはじめとする徴収金の収納率の向上を図るほか、広告収入など、創意工夫による自主財源の積極的な確保を図る。

(3) 「行財政改革」の推進（市民満足の向上）

「行政経営指針」や「外部委託の推進に係る指針」に基づき、行政と市民・企業の役割分担を明確化した上で、民間に委ねることが効果的な事業は、民営化や、指定管理者制度をはじめとする外部委託の導入等、積極的な民間活力の活用を図るとともに、政策的経費の確保に努め、まちづくりの課題に的確に対応した特色ある事業の展開などにより、限りある資源で市民サービスの最大化を図る。

(4) 「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底

市民意識調査結果・事務事業評価・過去の決算状況・決算審査の指摘事項等を分析し、既存の施策・事業について、必要性、効果、手法の妥当性などの観点から聖域なく大胆な見直しを行い、優先度の高い施策・事業に重点化を図る「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底する。

(5) 「もったいない」精神の発揮

本市が進める「もったいない」運動の取り組みにより培ったコスト意識のより一層の向上を図り、消耗品や備品などの在庫管理を徹底し、経常的経費の抑制を図る。

3 予算編成手法

平成 20 年度予算は、「通年予算」とし、この基本方針を踏まえ、限られた財源を効果的・効率的に配分するため、以下により行うものとする。

(1) 財源配分による予算編成

- ・ 各部局長が主体的に編成する「部局編成経費」と全庁的な調整により編成する「義務的経費」、「政策的経費」に、一般財源を配分する「財源配分型」予算として編成する。

(2) 各部局の主体的な予算編成

- ・ 市民に最も身近な部局において、市民の要望や事業の評価を踏まえ、各部局が、これまで以上に主体的に予算編成を進めるため、部局の権限と責任のもとに、その裁量を発揮して編成する経費を拡大する。
- ・ 「部局編成経費」の配分額は、一般財源をベースとして、平成 19 年度当初予算計上額と同額とする。

[事業区分・経費区分]

事業区分	内 容	経費区分
義務的事业	扶助費，公債費，人件費（報酬・賃金の一部除く）	義務的経費
	報酬・賃金の一部	部局編成経費
管理・行政的事业	事務費，施設維持管理・運営経費，補助金，他に分類されないソフト事業等	
臨時的事业	経常的な備品購入費・被服費	
政策的事业	繰出金，貸付金，行革関係経費等	政策的経費
	建設事業，新規ソフト事業（実施計画計上事業）	

[平成 20 年度当初予算における財源配分；一般財源ベース]

一般財源 1,150 億円					
義務的事业 594 億円			188 億円	臨時的事业 260 億円	政策的的事业 108 億円
扶助費 111 億円	公債費 167 億円	人件費 316 億円		繰出金など 257 億円	
		職員給与費など 292 億円			
		報酬・賃金の一部 24 億円	部局編成経費 215 億円	経常的な備品購入費・被服費 3 億円	

(3) 「“もったいない”上乗せ制度」の新設

経費削減に積極的に取り組むためのインセンティブとして、「部局編成経費」について、各部局で配分額を下回って編成した場合には、新規事業等の財源として配分額を上乗せする「“もったいない”上乗せ制度」を新設する。

4 予算要求に係る留意事項

(1) 歳入に関する事項

ア 自主財源

- ・ 市税をはじめとする徴収金については、目標を設定し、口座振替等による納期内納付の促進などあらゆる手段を講じて、徴収率の向上を図ること。
- ・ 広告収入など創意工夫により収入の確保を図ること。
- ・ 市債の活用にあたっては、普通交付税に参入されるものに重点化を図ること。

イ その他の財源

- ・ 国・県支出金については、国・県の予算編成の動向を十分見極め、積極的に財源を確保し、的確な額を要求すること。
なお、執行段階において、国・県支出金の減額に伴う一般財源の増額充当は行わないので留意すること。
- ・ 特定財源については、執行段階において不足することがないように、的確な額を計上すること。

(2) 歳出に関する事項

ア 部局編成経費

- ・ 部局編成経費については、配分された一般財源の範囲内において、経費の積み上げにより計上すること。

イ 義務的・政策的経費

- ・ 新規・拡充事業については、総合計画実施計画などを踏まえて、施策・事業を厳しく精査・峻別し、部局内における優先順位を明確にするとともに、経費の積み上げにより計上すること。

(3) その他

ア 特別会計について

- ・ 一般会計に準じ適正な負担の確保に留意し、収支の均衡を図ること。

イ 公営企業会計について

- ・ 企業性格を十分に発揮して収入の確保や経営のより一層の合理化を図り、独立採算制の確保に努めること。

ウ その他

- ・ 本市の予算編成方針や出資法人等改革推進計画等を踏まえ、出資法人等の指導を行うとともに、各団体から提出された内容については、十分精査した上で、要求すること。
- ・ 公の施設の管理運営に対する指定管理者制度の導入に伴い、民間との競争が促進される状況を見据え、徹底した内部努力を進めるとともに、独自財源の一層の確保に努める等、各団体の自立的経営の実現に取り組むこと。